

第2章

さいたま市における 緑の現況と課題



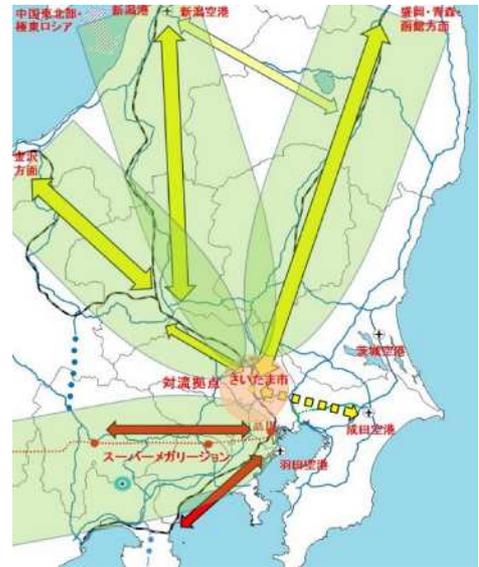
第2章 さいたま市における緑の現況と課題

本市の概要と緑の概況、市民の意向を整理し、緑のまちづくりを進めるうえでの課題を示します。

1 さいたま市の概要

(1) 広域的な本市の位置付け

本市は、関東平野のほぼ中央部に位置し、東京から20～40km圏域にあります。首都圏における国土形成の方針等を定める「首都圏広域地方計画」では、本市は、北海道・東北圏、上越圏、北陸圏からの新幹線が乗り入れ、首都圏の玄関口となり、他圏域との対流を促す結節機能を有する拠点（対流拠点）としての役割が期待されています。



東日本の玄関口創出のイメージ
出典／「首都圏広域地方計画（国土交通省）」

本市にまたがる荒川や見沼田圃は、首都圏においても、貴重な緑の空間となっています。首都圏の自然環境の保全、再生、創出に関する方向性を示す「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」の中で、荒川と見沼田圃は、首都圏全体の水と緑のネットワークの形成を図る上での中枢として、「自然環境の保全に重点的な取組を進めるエリア」と位置付けられています。

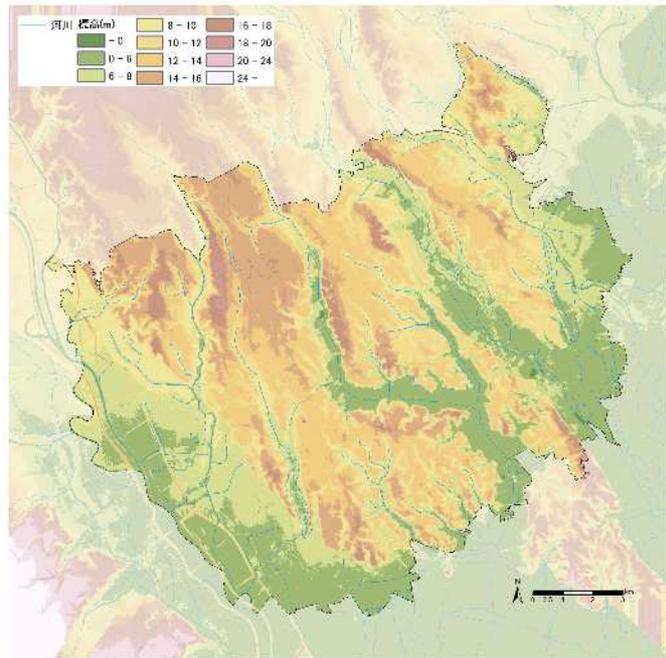


首都圏の都市環境インフラのグランドデザインをふまえた
本市の水と緑のネットワークの考え方
出典／「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」に加筆

(2) 地形

本市の地形は全体的に平坦で、台地と低地に大きく区分されます。

市内には、荒川、芝川、元荒川等の河川が南北に縦断しており、それらの河川の侵食作用によって、市域の北西から南東にかけて広がる台地が形成されました。台地と低地との境界の斜面が複雑に入り組み、枝状に低地部が広がる特徴的な地形が形成されています。

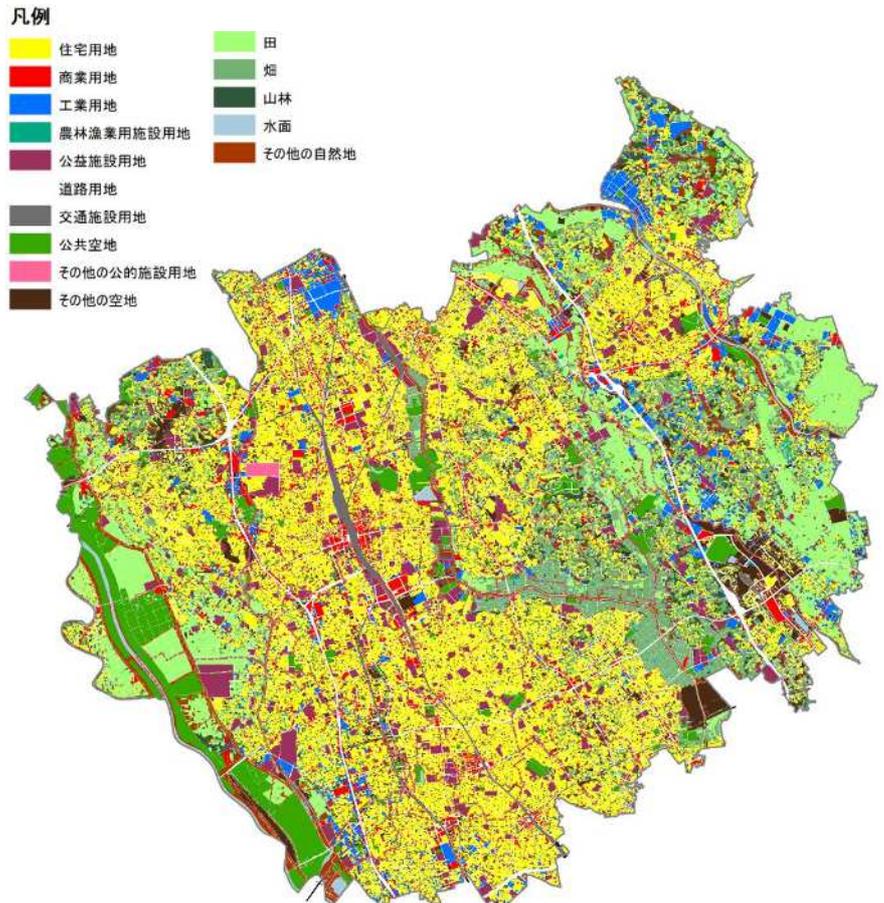


さいたま市の地形
国土数値情報、基盤地図情報を用いて作成

(3) 土地利用

鉄道沿線を中心に住宅用地等の市街地が形成され、大宮、さいたま新都心、浦和等の主要鉄道駅周辺に商業用地が分布しています。

低地では、荒川、元荒川、芝川周辺の農地が形成され、郊外部では台地上の農地や樹林地等が一体となって広がっています。



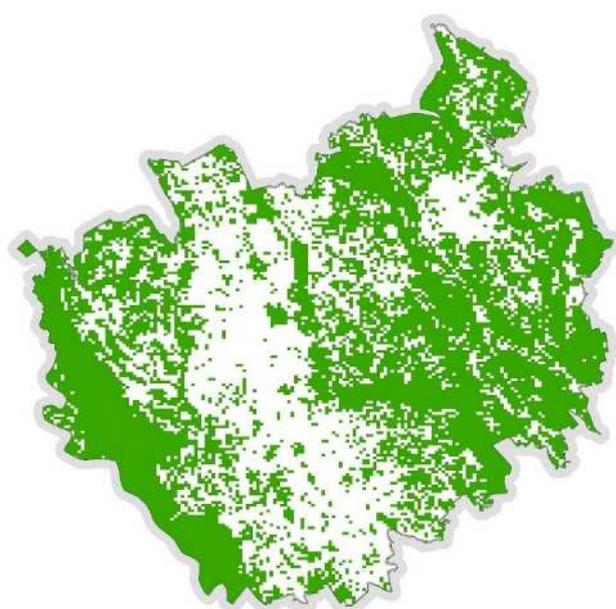
さいたま市の土地利用現況
平成 27 (2015) 年度さいたま市都市計画基礎調査より作成

(2) 緑被の状況

本市の緑は、現在まで減少が続いています。鉄道沿線の市街地では、昭和 51 年に点在している緑が、平成 9 年、平成 18 年とその数を減らしていることが見て取れます。平成 28 年には、平成 18 年まで比較的残っていた北側の緑も少なくなりました。一方、氷川の杜は、昭和から現在までまとまりある状態で残っていることが分かります。

樹林地や畑が広がる郊外部の台地上をみると、宅地開発等によって徐々に減少してきたことが見て取れます。武蔵野の面影を残す樹林地や農地が一体となった景観は、一層貴重なものとなっています。

荒川や見沼田圃など低地に広がる緑は、周辺部が減少傾向にあるものの、まとまった緑として現在まで残っていることが分かります。



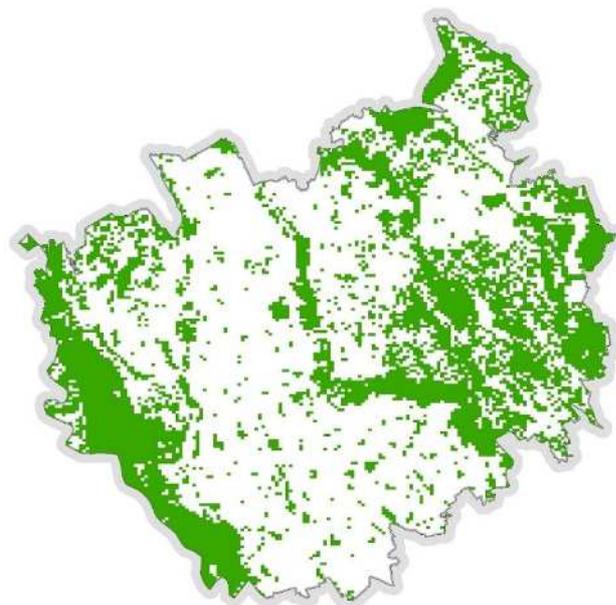
昭和 51 (1976) 年



平成 9 (1997) 年



平成 18 (2006) 年

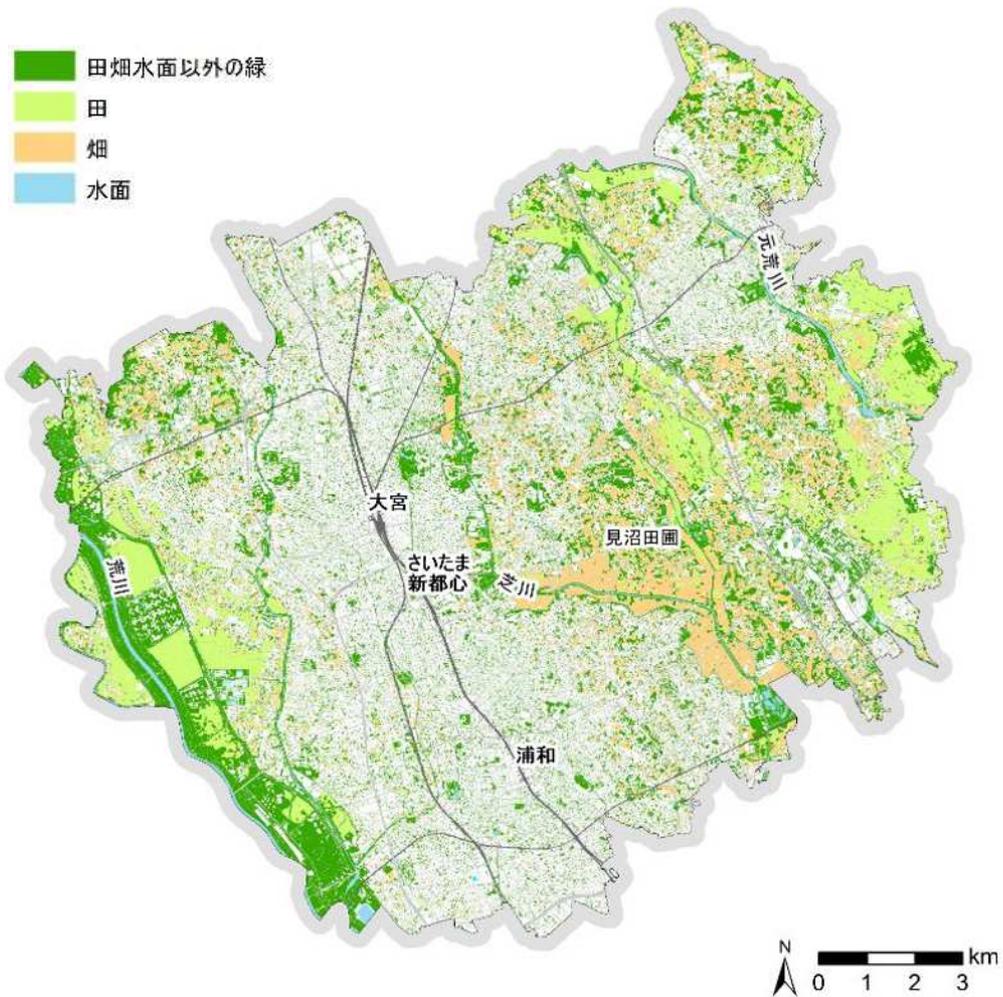


平成 28 (2016) 年

出典／国土数値情報土地利用メッシュ（国土地理院）の内、田・果樹園・その他農用地・森林・河川地・湖沼・その他用地等を表示（各年で土地利用属性の詳細は異なる）

緑被率とは、市域面積に占める緑の割合であり、市を空からみたときに緑がどのくらい存在しているかを表すものです。本市の緑被率は、令和元（2019）年度において38.8%です。緑被地の内訳をみると、田と畑をあわせた農地が51%を占めています。

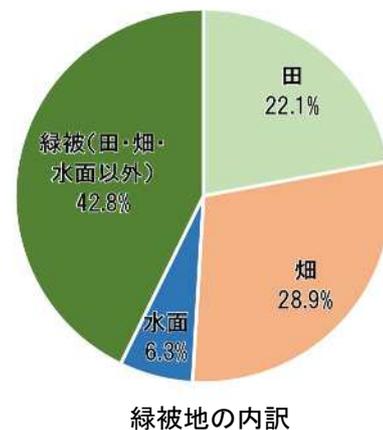
緑被の分布をみると、市街化区域内に緑が少なく、荒川周辺、見沼田圃周辺にまとまりある緑が形成されています。



さいたま市の緑被分布（令和元年度）

令和元（2019）年度埼玉県緑被データに平成27（2015）年度都市計画基礎調査の水面データを重合して作成

緑被種別	面積 (ha)	緑被地に占める割合 (%)
	割合 (%)	
緑被地	田	22.1
	畑	28.9
	水面	6.3
	樹林等（田・畑・水面以外の緑被地）	42.8
	緑被地合計	100.0
	緑被以外	—
	面積 (ha)	割合 (%)
	1,876.0	8.6
	2,456.2	11.2
	536.4	2.4
	3,636.1	16.6
	8,504.6	38.8
	13,391.3	61.2

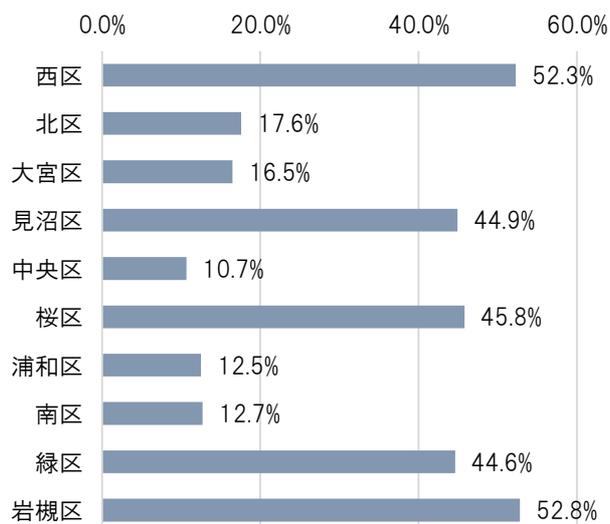


緑被地の内訳

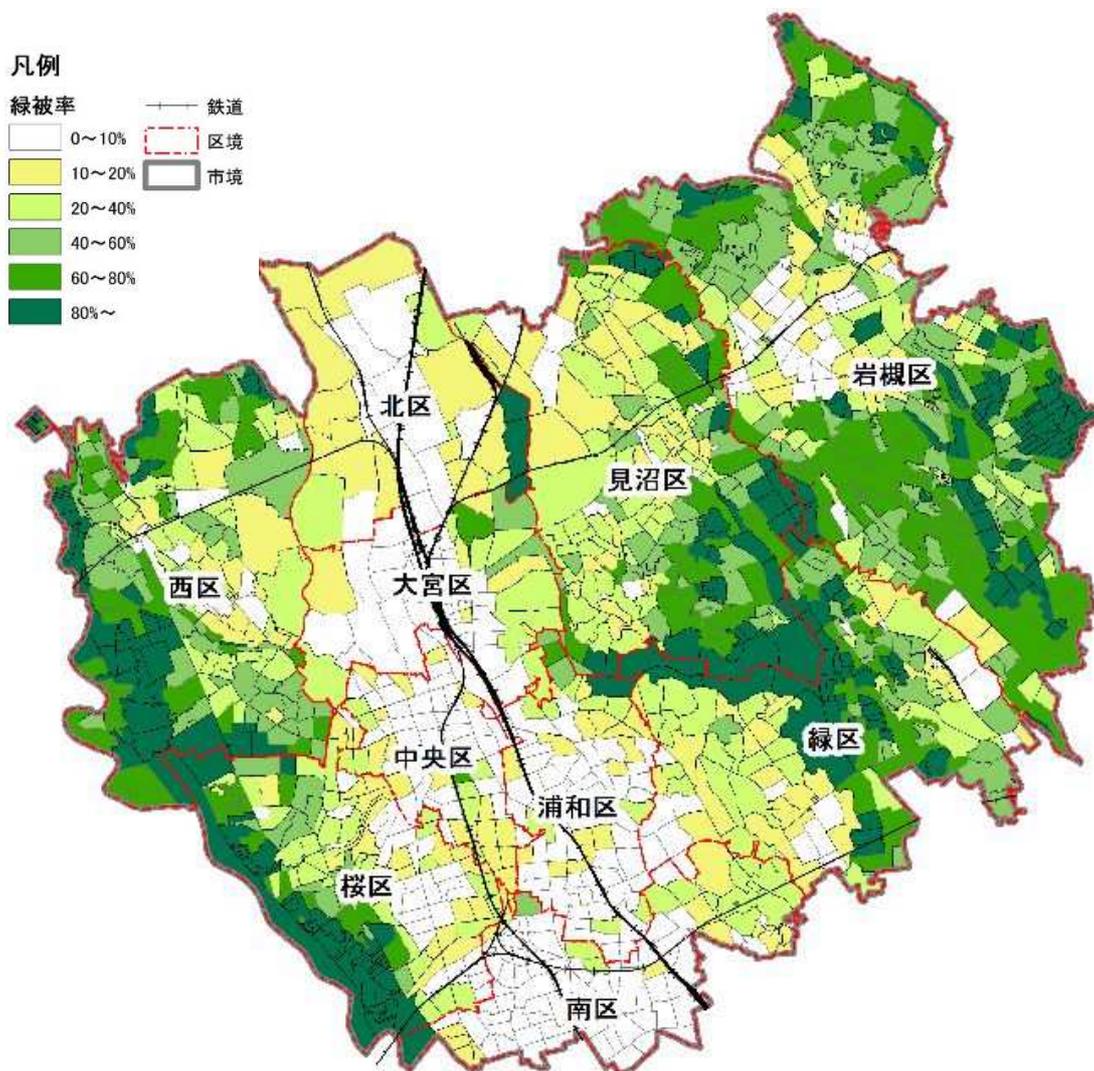
区別の緑被率は、南北に伸びる鉄道沿線の市街地を抱える北区、大宮区、中央区、浦和区、南区が低く、20%を下回っています。

一方、荒川や見沼田圃など、樹林地や農地を多く抱える西区、見沼区、桜区、緑区、岩槻区は緑被率が高く40%を超えています。

緑被率が低い区は、主に市街地が広がり、緑を創出する余地が限られている地域であることから、様々な場所での緑化を積み重ねることが重要です。緑被率が高い区は、既存の緑を確実に保全していくことが重要となります。



区別の緑被率



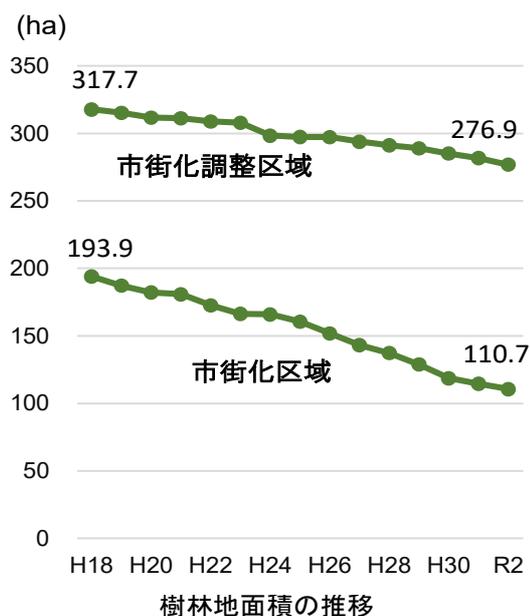
町丁目別の緑被率

(3) 種別にみる緑の状況

①樹林地

樹林地は減少傾向が続いており、特に市街化区域において減少が著しく、平成 18 (2006) 年から令和 2 (2020) 年までに約 83ha 減少しました。

法律や条例等によって担保している「担保性のある樹林地等」は、平成 18 (2006) 年から令和 2 (2020) 年までに特別緑地保全地区が約 7ha 指定された一方、私有地である保存緑地の指定面積が減少するなど、総量は減少しています。



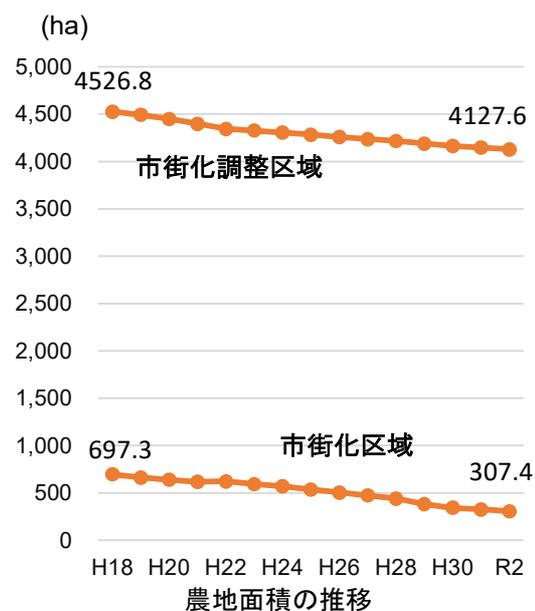
出典：固定資産概要調書より（固定資産税概要調書のうち「山林」の面積）

②農地

本市の緑被地のうち半数を占めている農地は、平成 18 (2006) 年から令和 2 (2020) 年までに約 789ha 減少しました。平成 18 (2006) 年と比較して、市街化調整区域では約 8.8%、市街化区域では約 55.9%減少しています。

市街化調整区域の農地の一部は、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区が指定されています。市街化区域内の農地の一部は、生産緑地地区に指定され保全が図られていますが、令和 4 (2022) 年に指定から 30 年経過し、指定解除が懸念される生産緑地が約 234ha あり、その数は市内全体の生産緑地の約 78%を占めています。その中でも、特定生産緑地への指定を希望しない生産緑地が、令和 3 年 3 月末時点で約 15ha あり、指定意向が未定の生産緑地は約 79ha ある状況です。

※特定生産緑地：買取申出が可能となる期日を 10 年間延期した生産緑地。



出典：固定資産概要調書より（固定資産税概要調書のうち「田」及び「畑」の面積）

③河川・水路等の水辺の緑

本市では、河川とその周辺に広がる水田や河畔林が、豊かな水とみどりの景観を形成しています。見沼代用水等には桜並木が整備され、春に多くの人々が訪れます。また市内には、深作多目的遊水地のように生物の生息地となる水辺空間を持つ調節池も整備されています。



見沼代用水東縁

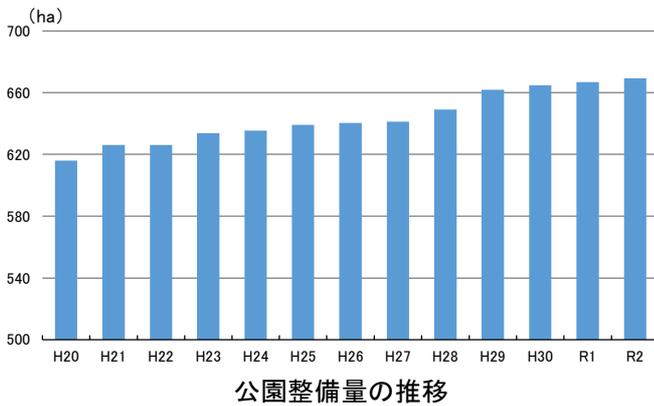


深作多目的遊水地

④都市公園

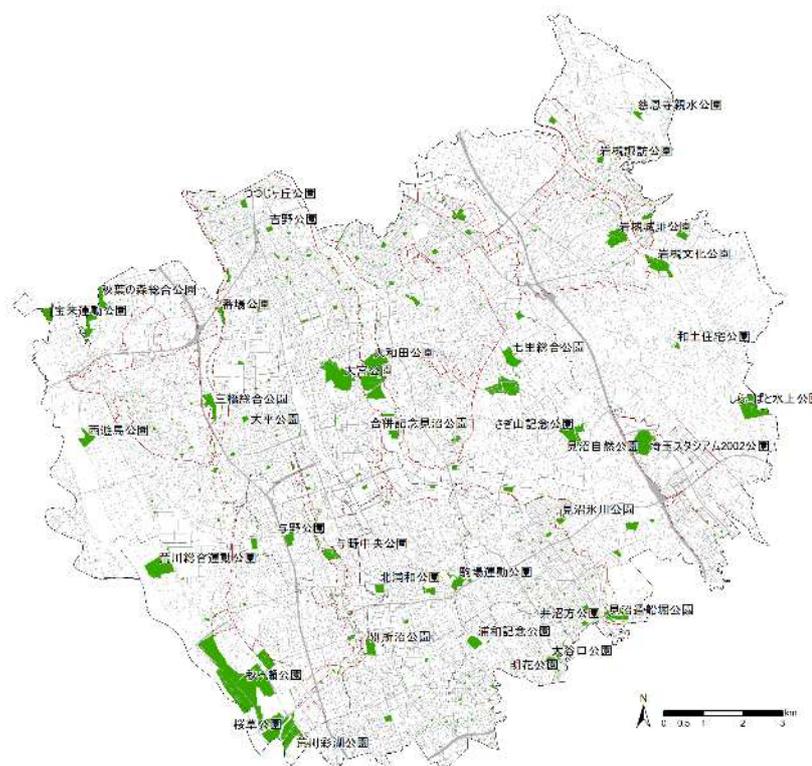
本市では、街区公園をはじめとする住区基幹公園のほか、大規模な公園として、秋ヶ瀬公園や大宮公園、荒川総合運動公園、埼玉スタジアム2002公園などが各地に整備されています。市内では、都市公園が約670ha、子供広場や民間児童遊園など都市公園に準じる公園等が約35ha整備されています。

平成20(2008)年以降、約10年間で約50haの公園が整備され、特に住区基幹公園は約28haの整備がなされました。



本市の都市公園面積
(令和2(2020)年度)

公園種別		面積(ha)
住区基幹公園	街区公園	112.67
	近隣公園	66.12
	地区公園	18.24
	小計	197.03
都市基幹公園	総合公園	87.77
	運動公園	84.1
	小計	171.87
広域公園	広域公園	90.70
特殊公園	歴史公園	1.74
	墓園	27.14
	小計	28.88
その他	広場公園	1.33
	都市緑地	161.70
	緑道	13.41
	都市林・緩衝緑地等	0.25
	運動場	4.32
	小計	181.01
合計		669.49



都市公園の分布状況
(令和2(2020)年度)

⑤公共公益施設の緑

本市が公共の建築物等を設置する場合、「さいたま市公共施設緑化マニュアル」に基づき緑を創出しています。平成23（2011）年度から令和2（2020）年度までに30件の公共施設緑化が行われ、平均の緑化率は29.6%でした。本マニュアルでは、量的な基準（敷地面積に対する緑化面積割合）を定めるとともに、周辺環境との調和・景観向上、安全・安心の確保、生態系の向上等のための質的な基準を定めることで、より良い緑化を図っています。



大宮区役所

⑥道路の緑

本市では、交通機能を確保しつつ、道路整備に併せた植栽帯の設置や沿道敷地・沿道建物の緑化により道路空間の緑化を進めています。また、街路樹については、「公共用地における樹木等の管理ガイドライン」を運用し、安全・円滑な道路交通の確保を図りながら、並木としての統一美の創出、道路空間との調和、周辺環境との調和に配慮して管理を行っています。



四季のみち（さいたま新都心）

東北・上越新幹線と埼京線の高架脇の両側には、地域の環境保全と利便性向上の両立を目的に確保された都市施設帯（環境空間）があります。その一部は、土地を所有するJR東日本とさいたま市によって有効活用されており、さいたま市は緑道や公園を、JR東日本は保育園やフットサルコート等を設置しています。



下落合環境空間緑道



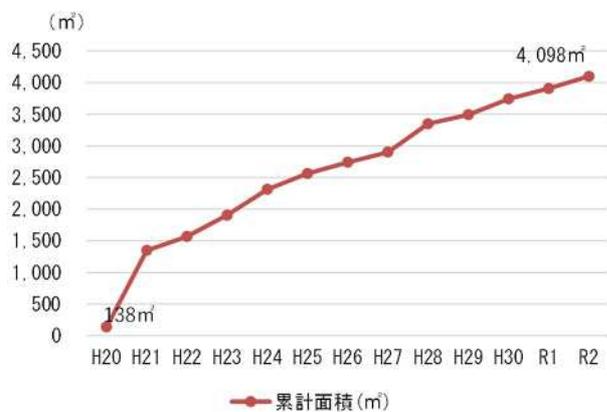
さいたま緑の散歩みちマップ

本市では、地域の健康づくりと、公園と緑道の利活用の推進を目的として「さいたま緑の散歩みち」を設定しています。公園や神社等、地域の水と緑の資源を巡りながら、散歩ができるルートになっています。

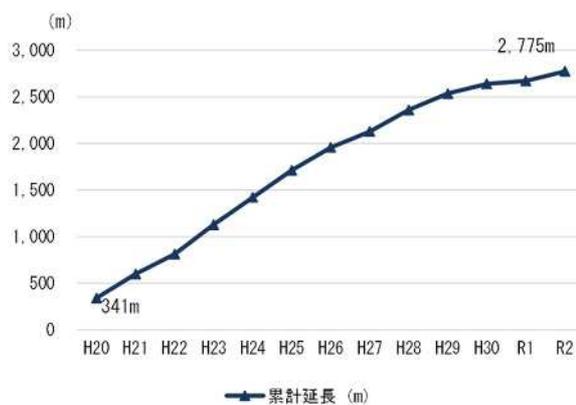
⑦民有地の緑

本市では、市街地の緑化を推進し、都市環境の向上を図るため、建築物や道路に面した敷地の緑化に係る経費の一部を助成しています。屋上、壁面、沿道緑化を支援する「みどりの街並みづくり助成制度」によって、令和2（2020）年度までに約4,100㎡の緑を創出してきました。

また、「生け垣助成制度」により、令和2（2020）年度までに約2,800mの生け垣が設置されました。



みどりの街並みづくり助成制度による緑化面積



生け垣助成制度による整備延長

一定規模以上の民間開発に対しては、さいたま市みどりの条例に基づき、工事着工前に緑化に関する協議を行っています。

特に開発需要の高い鉄道沿線の中心部における緑の創出に貢献しており、地上部のみならず、屋上・壁面の緑化も行われています。

また都市計画諸制度等によって創出される民間の公開空地のなかには、緑化によって居心地がよい空間が創出され、地域住民等に利用されているものもあります。



市民緑地※（コクーンシティ）

※「都市緑地法」に基づき、都市内に緑とオープンスペースを確保し、良好な生活環境の形成を図るため、本市が当該土地所有者と契約を締結して、一定期間住民の利用に供するために設置・管理する公開型の緑地のこと。

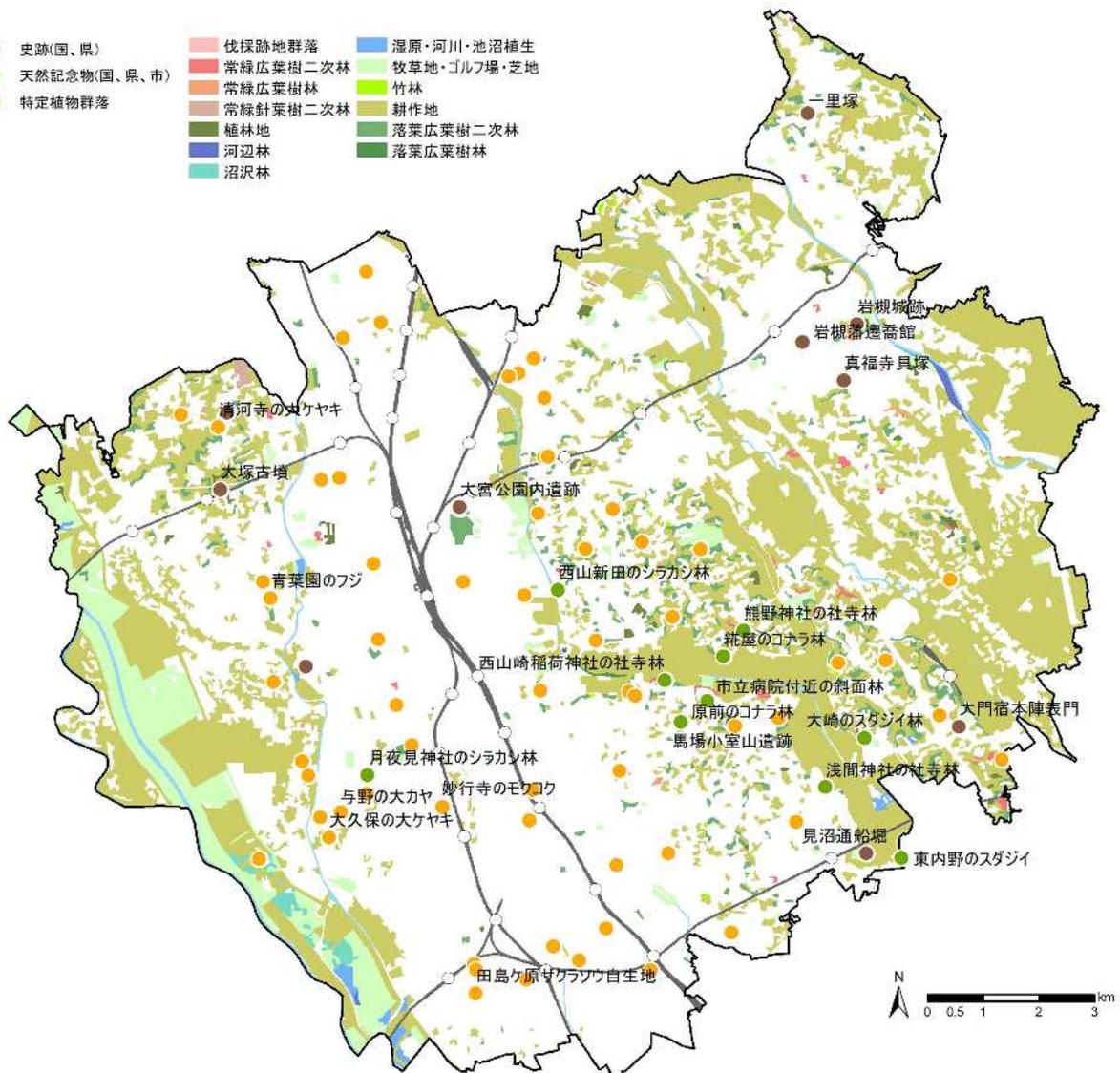
⑧歴史・文化を伝える緑や貴重な植物

学術上貴重で自然を記念するものとして指定される天然記念物の中には、貴重な樹木や植物が含まれています。

「田島ケ原サクラソウ自生地」は、1920年に天然記念物に指定され、1952年には天然記念物のなかでも特に重要なものとして国の特別天然記念物に指定されました。自生地は、桜草公園のなかにあり、サクラソウをはじめ、たくさんの貴重な植物が自生しています。昔は、荒川に沿って、サクラソウの自生する場所が数多くありましたが、現在残っている大きな自生地は、田島ケ原だけです。



田島ケ原サクラソウ自生地



3 市民意識

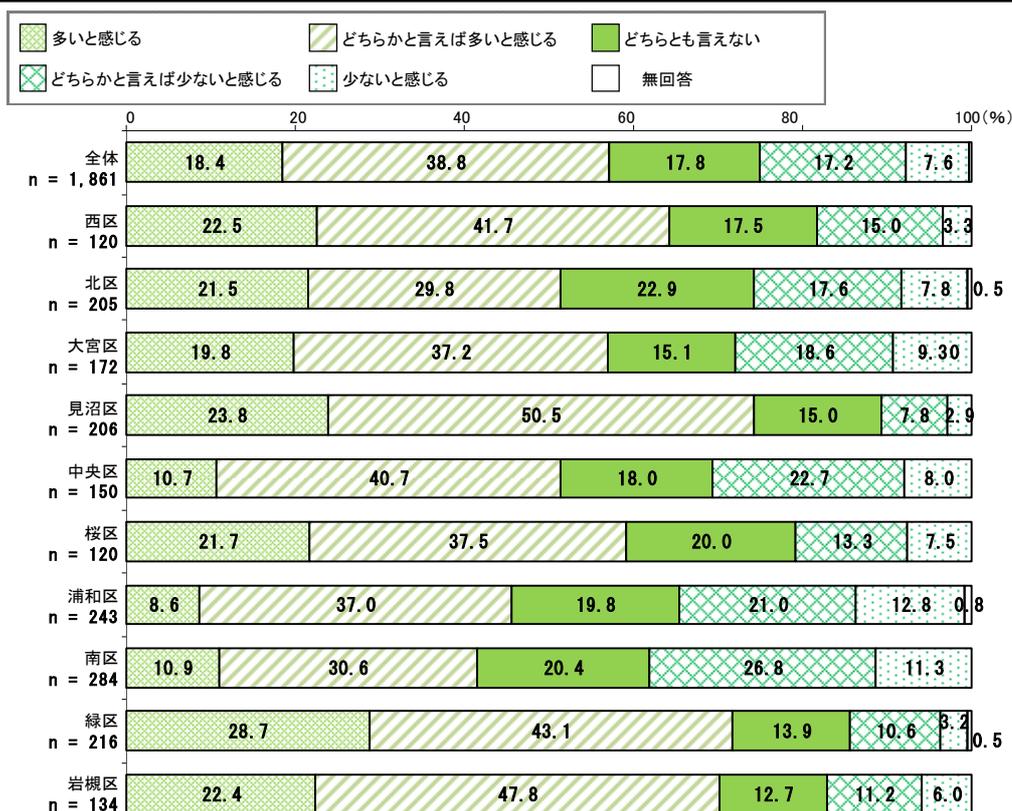
本市在住 5,000 人を対象に、緑に関する市民意識等を把握するためのアンケートを行いました。

調査対象	さいたま市在住の 20 歳以上 80 歳未満の男女 5,000 人
抽出法	住民基本台帳法に基づく無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 3 (2021) 年 9 月 15 日 (水) ~ 9 月 30 日 (木)
有効回収数	1,861 人 (回収率 : 37.2%)

(1) 市内の緑に対する評価

住まいの地域周辺に緑が多いと感じている(「多いと感じる」「どちらかと言えば多いと感じる」の合計)市民は、全体の 5 割を超える結果となりました。区別にみると、見沼区、緑区、岩槻区など樹林地や農地が多く広がる地区で多いと感じる人の割合が高い一方、浦和区と南区は 5 割を下回りました。

問. あなたがお住まいの地域周辺には、緑が多いと感じますか。(〇は1つ)



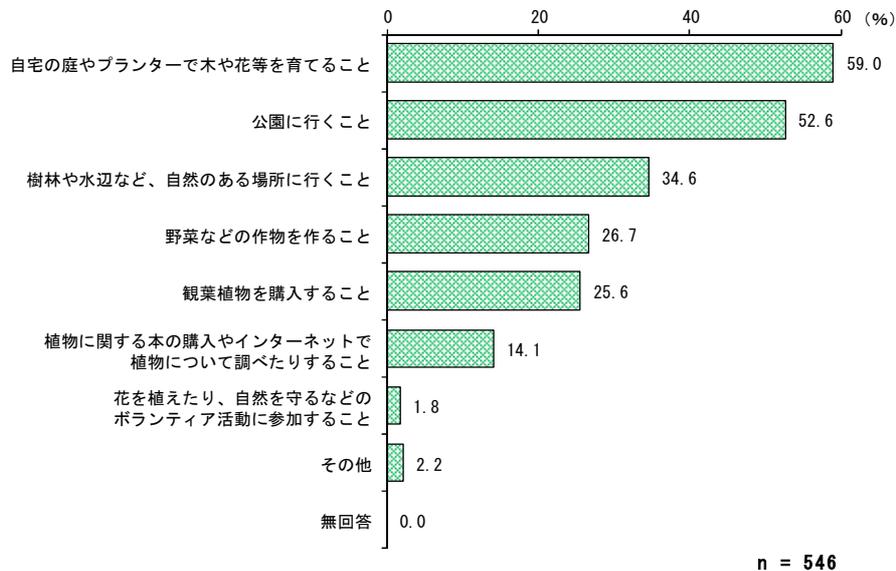
* 「全体」には、居住区が「無回答」であった 4 人の回答を含む

(2) 緑との関わりや利用について

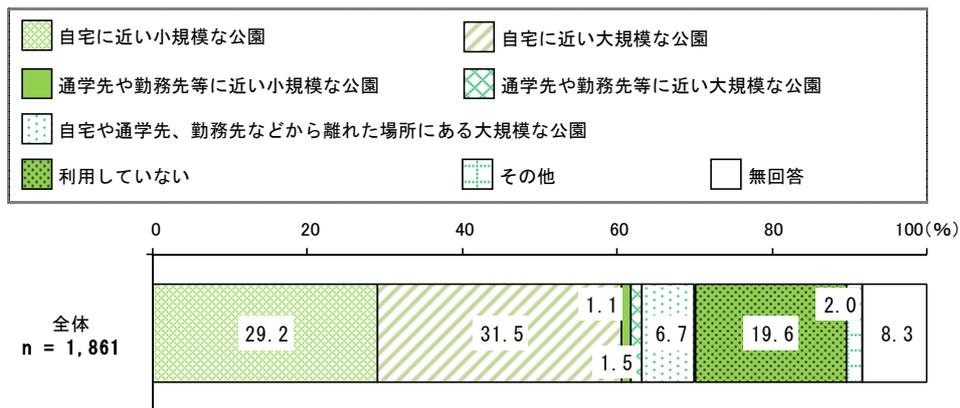
新型コロナウイルス感染症の流行を経験し、約 3 割の市民が、緑に関わる機会が多くなったと回答しました。そのうちの半数の人は、自宅の庭や公園など、身近な場所での緑とのふれあいが増加しています。また、市民が良く利用する公園は、規模に関わらず、自宅に近い公園が半数以上を占めており、市民は、生活の身近にある緑と特に関わりを持つことや、公園を利用していることがうかがえます。

問. 緑の関わる機会として具体的にどのような機会や取組が多くなりましたか。(〇はいくつでも)

*新型コロナウイルス感染症が流行してから緑に関わる機会が「多くなった」、「やや多くなった」と回答した29.3%の人に対する質問



問. あなたがよく利用する公園は、どのような公園ですか。(〇は1つ)



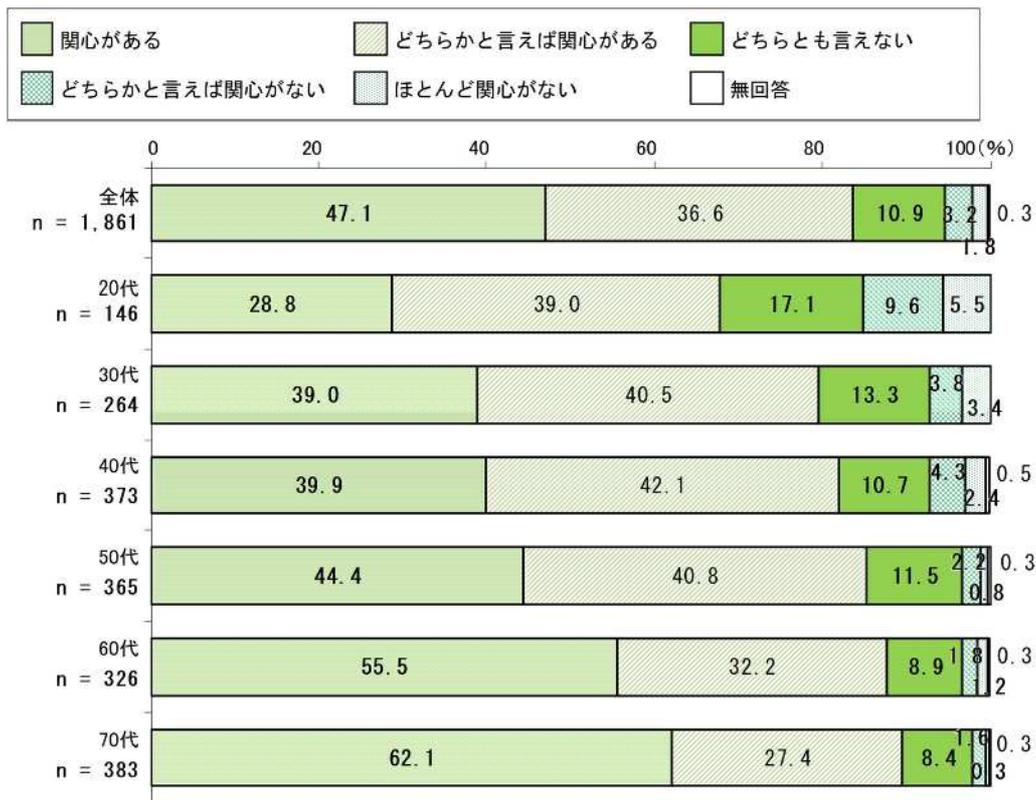
(3) 緑に対する関心について

緑に関心がある（「関心がある」「どちらかと言えば関心がある」の合計）市民は、全体の8割以上を占めており、緑に対して関心が高いことがうかがえます。年齢が高くなるほど、その割合が高くなりますが、最も低い20代も6割以上の市民が緑に関心を持っています。

緑に関して行っている取組では、花の栽培や庭木・生け垣、家庭菜園など、自宅等の身近な場所で行うことのできる取組が上位を占めました。取組を行っていない人は全体の36.7%ですが、そのうちの9割以上が、今後緑に関する取組を行ってみたいと考えており、特に花の栽培や家庭菜園など身近にできる取組が多くあげられました。

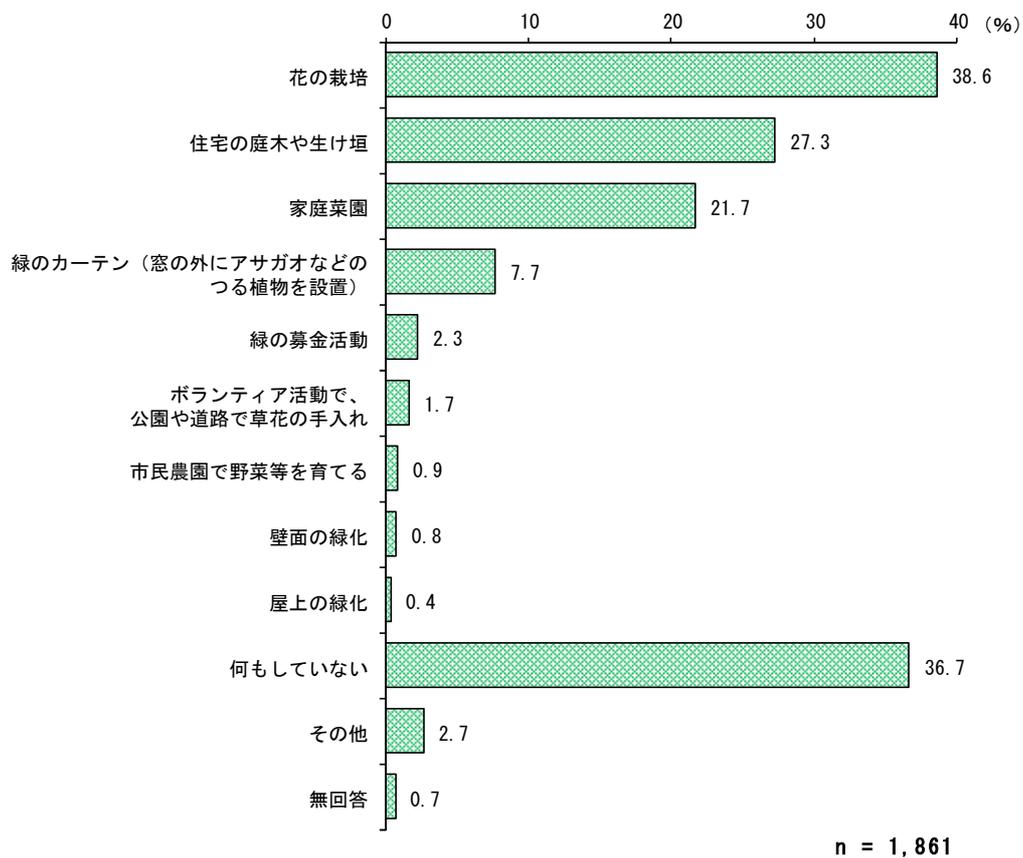
また、緑に関わる取組を行いたい動機は「時間があれば」がいずれの世代でも多い状況ですが、60代、70代は「花や緑の鑑賞」や「講習会」が特に高く、20代は「知人に誘われれば」が高くなっています。

問. あなたは緑に関心がありますか。(〇は1つ)



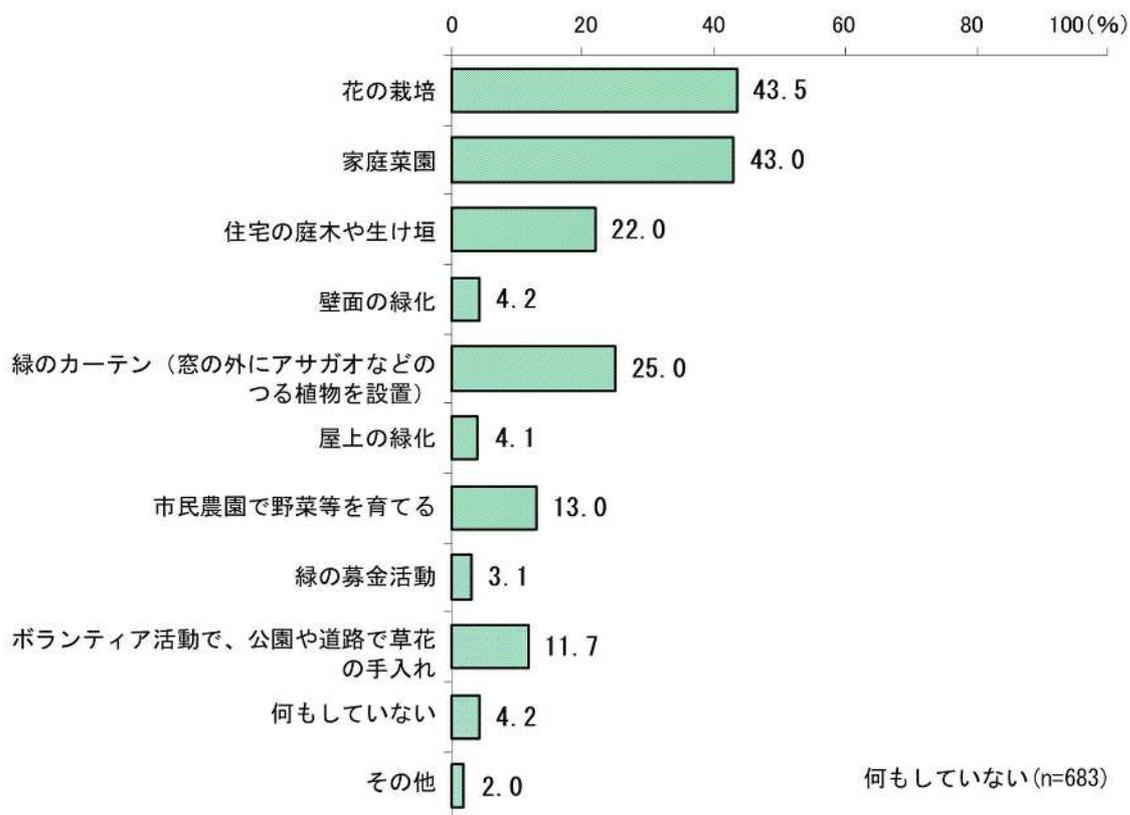
* 「全体」には、年代が「無回答」であった4人の回答を含む

問. 今、あなたが行っている緑に関する取組を教えてください。(〇はいくつでも)

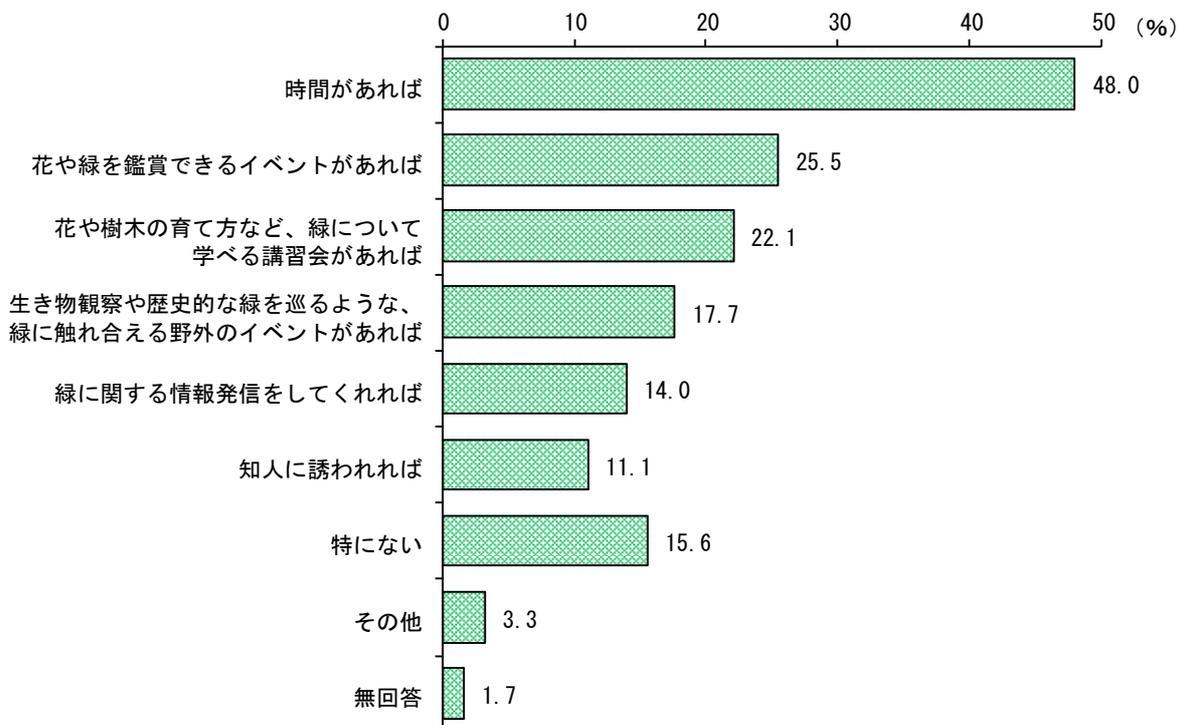


問. 今後、あなたが行ってみたい緑に関する取組を教えてください。(〇はいくつでも)

*「今、あなたが行っている緑に関する取組」について「何もしていない」と回答した36.7%の人の回答



問. あなたは、どのようなことがあれば、緑に関わる取組を行いたいと思いますか。(〇はいくつでも)



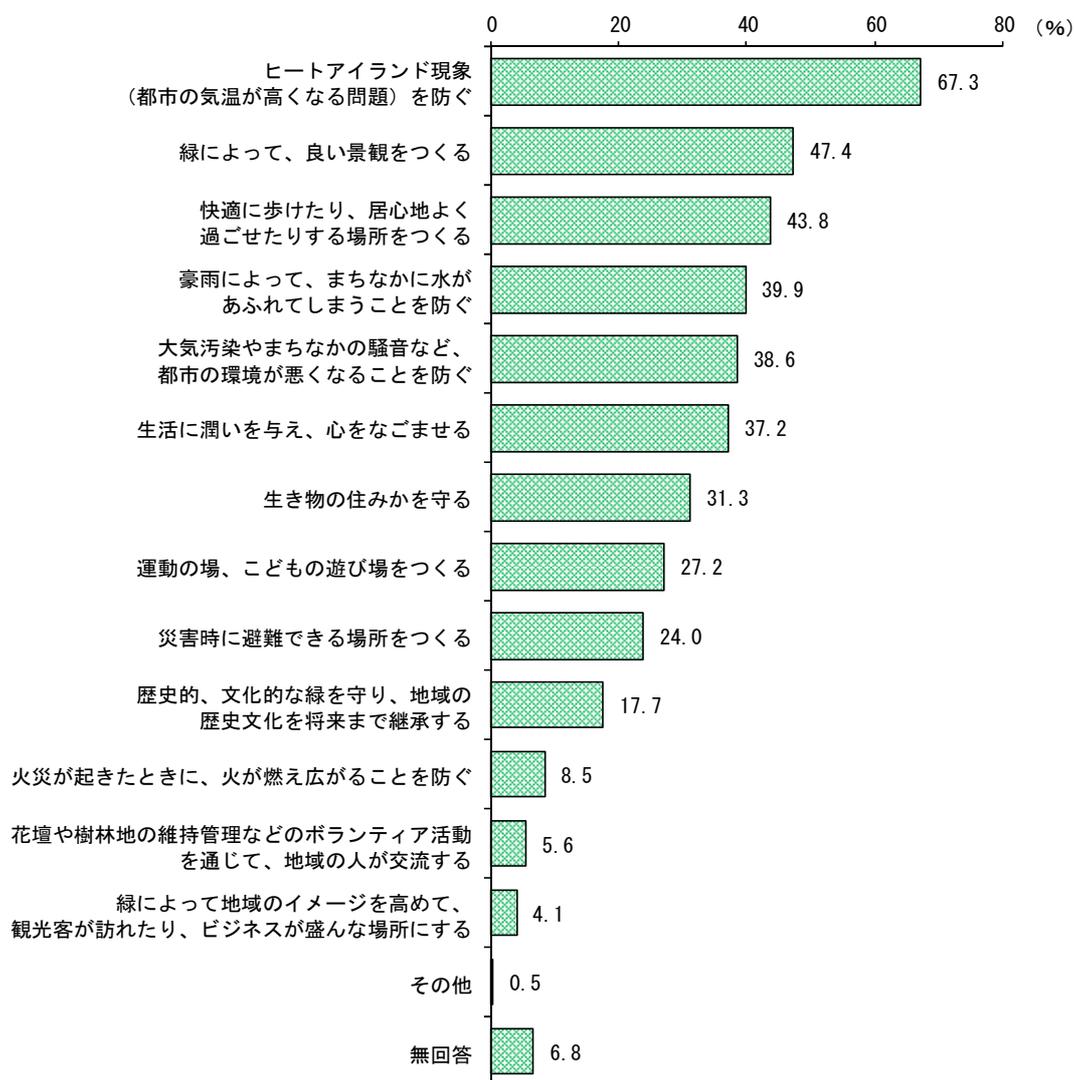
n = 1,861

(4) 緑に対する期待

緑に対する期待では、緑が持つ多様な機能のうちヒートアイランド現象の緩和が最も多く6割を超えており、良好な景観形成や居心地よく過ごせる場所の形成など、潤いや安らぎある都市の形成に関する期待も比較的高い結果となっています。

その他にも、雨水の流出抑制や、大気汚染等による都市環境悪化の防止、生き物の住処の保全などは3割以上が重要と回答しており、市民も、様々な社会課題の解決に緑の機能の発揮を期待していることがうかがえます。

問. 緑には様々な機能があり、その機能を発揮することで、以下の課題の解決に貢献することができると言われてしています。あなたは、さいたま市において、緑を活用して、どの課題を解決していくことが特に重要だと思いますか。(〇は5つまで)



n = 1,861

4 前計画の成果と評価

平成 19 (2007) 年に策定した「さいたま市緑の基本計画(改訂版)」(以下「前計画」という)に基づき、緑の将来像「いのちきらめき 緑の風そよぐ 庭園都市・さいたま」の実現に向けて、5つの目標を掲げ、緑の施策を推進してきました。

(1) 前計画の目標達成状況

《目標1》担保性のある緑を市域の35%以上確保します

公園緑地の整備を進めた一方、樹林地や農地の面積の減少により、担保性のある緑の面積は計画策定時から減少し、市域に占める割合は、計画策定時の28.0%から27.8%と横ばいの状態です。

		2005年度	2020年度	目標値
樹林地や農地を保全するために法律・条例などで指定する区域				
樹林地・農地などを保全する区域	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊緑地保全区域・緑地保全地域・風致地区・自然公園 ・特別緑地保全地区・自然緑地・保存緑地・環境緑地・ふるさとの緑の景観地・保安林・市民緑地・緑のトラスト保全地 ・農用地区域・生産緑地地区 	4,620ha	4,078ha	5,200ha
公園などの整備や施設の緑化によって確保する緑				
都市公園		584ha	669ha	1,300ha
都市公園に準ずる公園や緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・子供広場・民間児童遊園・緑道 ・農業公園 ・グラウンド ・調整池・調節池 ・その他の施設緑地 	368ha	529ha	510ha
緑化地	<ul style="list-style-type: none"> ・公共公益施設植栽地 ・制度に基づく緑化地 など	173ha	429ha	270ha
河川・水路		340ha	340ha	340ha
計		6,085ha	6,045ha	7,620ha
市域に占める割合		28.0%	27.8%	35.0%

《目標2》都市公園を市民1人当たり10㎡以上確保します。また、都市公園を含めた核となる緑のオープンスペースを市民1人当たり15㎡以上確保します

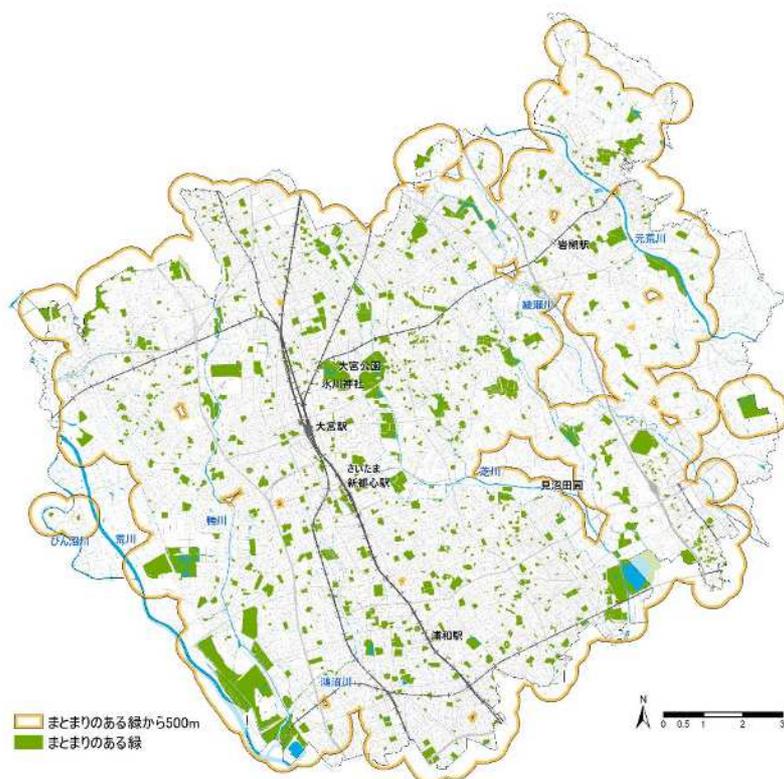
都市公園の整備等を進めてきました。目標値は、市民1人当たり都市公園面積と、市民1人当たりの緑のオープンスペース面積いずれも目標値には達しませんでした。人口が増加する中でも、一人当たりの公園面積を増加させることができました。

	2005年度	2020年度	目標値
都市公園	4.95㎡/人 (584ha)	5.04㎡/人 (669ha)	10㎡/人 (1,300ha)
緑のオープンスペース※	9.6㎡/人 (1,132ha)	10.8㎡/人 (1,430ha)	15㎡/人 (1,950ha)

※都市公園に、公開された樹林地・子供広場・民間児童遊園・緑道・農業公園・グラウンド・調整池・調節池・公共公益施設植栽地・その他の施設緑地を加えたものを指します。

《目標3》まとまりのある緑を歩いて行ける範囲に確保します

都市公園の整備や緑地の保全により、歩いて行ける範囲にまとまりのある緑や水辺を確保することに努めました。都市公園や緑化地を有する公共公益施設等を「まとまりのある緑」と捉えると、市域の広い範囲が、緑から500m（歩いて行ける範囲）の範囲に含まれています。



《目標4》公共公益施設は敷地の25%以上、民間施設は敷地の20%以上の緑化に努めます

公共施設は、さいたま市公共施設緑化マニュアルを策定し、敷地の25%以上の緑化に係る協議を行っています。民間施設では、条例に基づき開発事業者等との緑化協議を行うことで、一定規模以上の開発に対しては、敷地の20%以上の緑化を指導しています。

《目標5》市民誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまちを目指します

「さいたま市は自然が豊かである」と感じる市民の割合は、平成13（2001）年度から平成30（2018）年度で7.4ポイント増加しました。平成25（2013）年度から令和元（2019）年度にかけての7年間で「街なかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができている」と感じる市民の割合は5.5ポイント増加、市内の景観等に魅力を感じる市民の割合は横ばいの状況です。

調査年度	調査項目	割合	増減
2001年度	さいたま市は自然が豊かであると感じる市民の割合	31.9%	+7.4
2018年度		39.3%	
2013年度	街なかに緑や開放的な空間が感じられ、快適な生活ができていると感じる市民の割合	53.8%	+5.5
2019年度		59.3%	
2013年度	市内の景観（まちなみ、自然等）に魅力を感じる市民の割合	51.8%	-0.1
2019年度		51.7%	

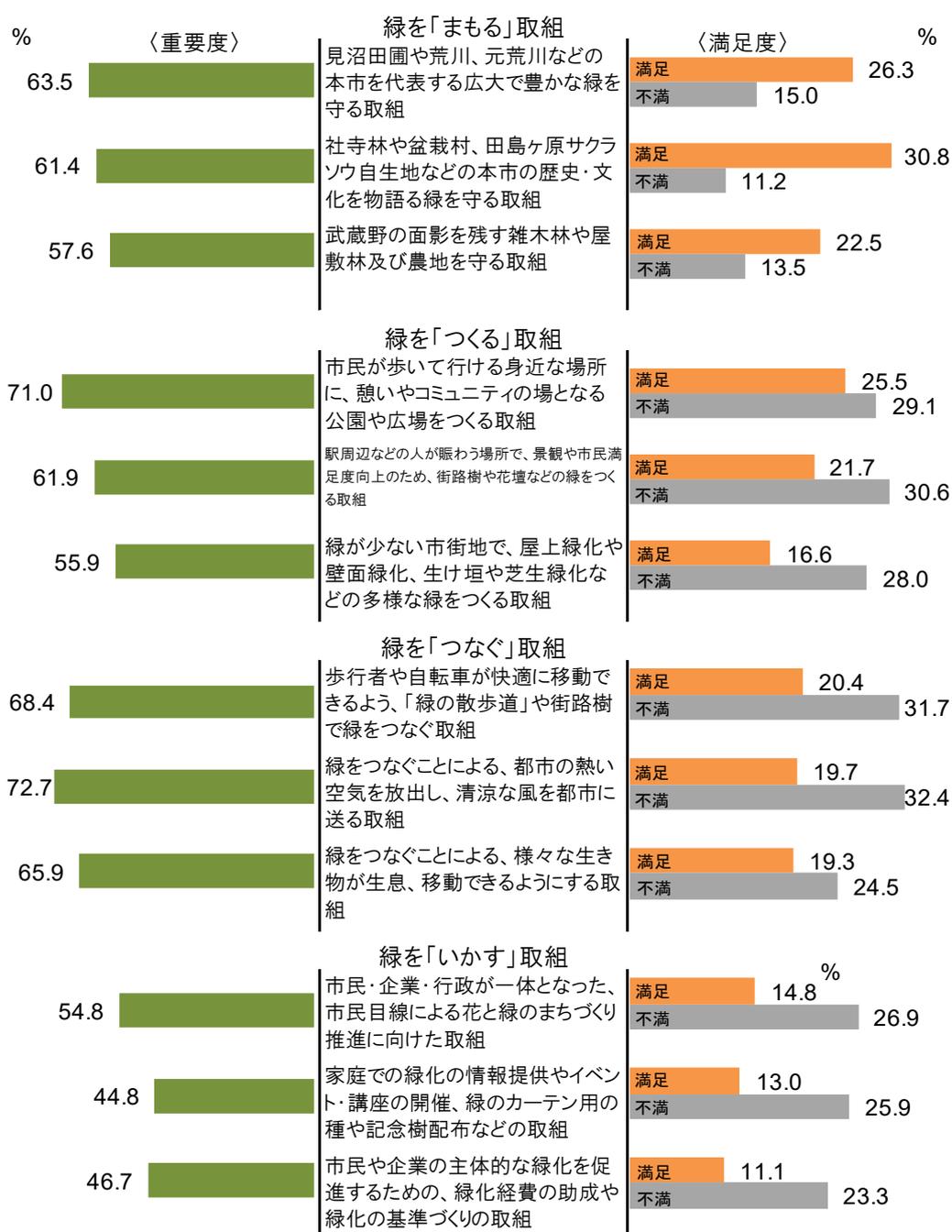
*さいたま市総合振興計画策定に係る市民意識調査等

(2) 市民による評価

令和3（2021）年度に実施した市民アンケートにおいて、これまで市が取り組んできた施策を大きく4つに分類した上で、各施策への重要度・満足度について質問しました。

それぞれの取組をみると、概ね半数以上の人が必要（「重要である」、「どちらかと言えば重要である」の合計）と考えています。

緑を「まもる」取組は、いずれの施策も、満足している人（「満足である」、「どちらかと言えば満足である」の合計）が不満と感じる人（「不満である」、「どちらかと言えば不満である」の合計）を上回っています。一方、その他の「つくる」「つなぐ」「いかす」取組は、不満と感じる人が、満足している人を上回っています。なかでも、「駅周辺など人が賑わう場所で緑をつくる取組」、「緑の散歩道や街路樹で緑をつなぐ取組」、「清涼な風を都市に送る取組」は、不満と感じる人が3割を超えている状況です。



(3) 前計画の総括

市全体の緑の量が減少傾向のなか、前計画期間中、保存緑地の指定や都市公園の整備、公共施設等の緑化等に取り組んできましたが、緑の量を確保する目標については目標値未達成のものがああります。担保性のある緑の確保量については、前計画策定時に、法や条例に基づく緑地の指定量、都市公園整備量ともに大幅な増加目標を掲げており、当時設定した目標が高めだったのではないかと推察されます。都市公園の確保についても、当時設定した目標が高く、目標値未達成ではありますが、人口が増加する中でも一人当たりの公園面積を増加させることができました。

また、まとまりのある緑の歩いて行ける範囲での確保や、公共公益施設、民間施設への緑化は、掲げた目標を実現しています。「市民誰もが身近な場所で緑豊かと実感できる質の高いまち」は、市民アンケートの結果、市民の実感は高まっているものと推察されます。

市民によるこれまでの施策の評価をみると、緑を保全する取組について一定の評価を得ている一方、暑さを和らげたり快適な移動を支える緑の必要性、駅周辺や市街地、市民の身近な場所での緑やオープンスペースの必要性が高くなっています。

都市における緑の喪失を防ぎ、市民の憩いの空間を創出するため、今後大幅な面積増加を見込むことができない中でも、緑地確保や都市公園整備を引き続き進めていく必要があります。さらに本計画では、市民ニーズに応え、課題解決につなげていくことのできるよう、確保・整備する緑の量だけでなく、その質の向上により注力していくことが重要です。

COLUMN

緑豊かな魅力あるまちになるためには？

—中学生の意見募集結果—

市内の中学生に、みどり豊かな魅力あるまちになるための提案、意見を募集すると、535件(528人と7グループ)から1,126項目が寄せられました。主な意見を以下に整理しました。

【主な意見】

①緑を増やす取組をする [372項目]

- ・海外のカラフルな花も良いけど、日本の花をたくさん咲かせてほしいです。
- ・観光客も来る駅や、使う人の多い公園などに緑を増やすと印象が良くなると思います。

②緑を守る取組をする [45項目]

- ・緑の多い公園や緑地に家が建たないようにするなど、今ある緑を守っていくことが大切だと思います。

③地域を作る取組をする [62項目]

- ・植物のお世話をする人を増やすことが大切だと思います。平日は高齢者が散歩と一緒に、休日は若い人たちが分担をするのはいかがでしょうか。

④緑に関する制度をつくる [143項目]

- ・ビルやマンションを建てる時に必ず周りに木や花を植えると良いと思います。

⑤イベントやキャンペーン等を行う [255項目]

- ・ボランティア活動に参加しやすくするためのイベントを開催して、参加者へは特典をつけるのはいかがでしょうか。

⑥3Rや美化活動に取り組む [104項目]

- ・現在ある緑を保つために公園や寺院などのごみ拾い掃除を地域のボランティア活動で行うのが良いと思います。

⑦学校の授業や活動で緑に関する取組をする [134項目]

- ・さいたま市内の全ての学校で緑のカーテンを作るのはいかがでしょうか。
- ・小・中学校で大きな公園や学校に植林する体験授業の時間を設けるのはいかがでしょうか。

⑧市民等から資金を集める [11項目]

- ・街に緑を増やすための募金活動を行うのはいかがでしょうか。

5 社会情勢を踏まえた緑のまちづくりの課題

(1) 本市らしさを生かした地域ブランド力の向上

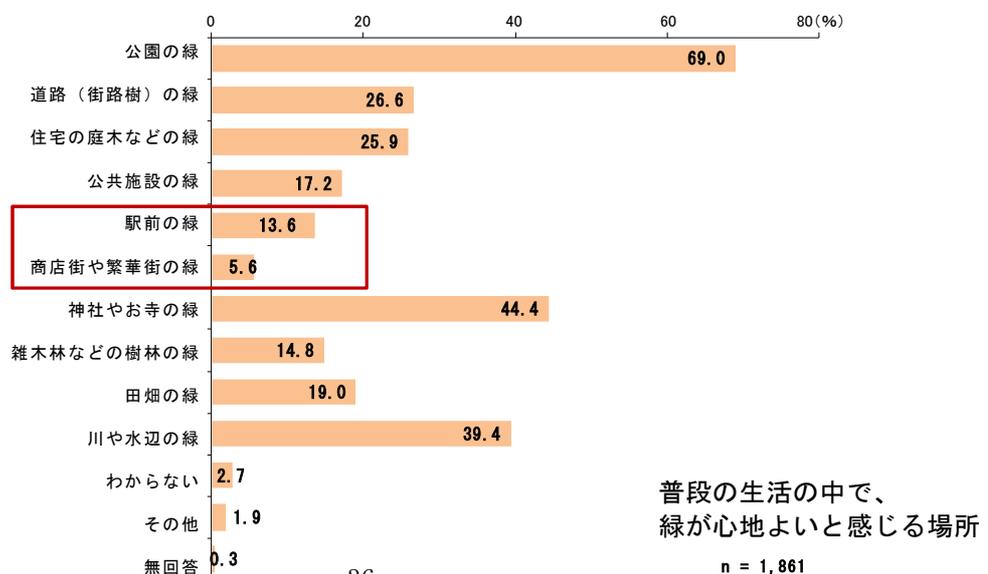
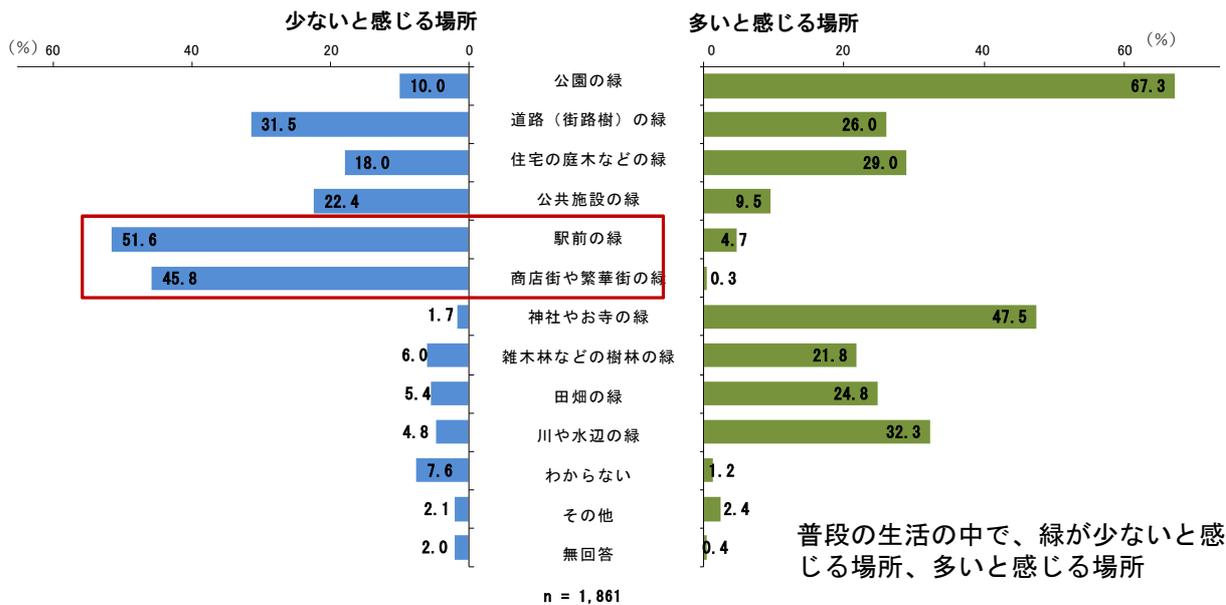
まちなかと豊かな自然が近い距離にある都市構造を持つ本市は、都市活動と自然環境とのふれあいを両立したライフスタイルを実現するポテンシャルを有しています。

本市は、人・もの・情報等が対流する拠点、東日本の玄関口としての役割が期待されており、大宮駅、さいたま新都心駅、浦和駅をはじめ市内の主要駅周辺で検討が進むまちづくりのビジョンの多くが、緑豊かな街路景観の形成を重要視しています。しかしながら、主要駅周辺では、公園や公共施設等における緑の分布の状況はそれぞれ異なるものの、市民や来訪者が利用する歩行者空間には共通して緑が乏しく、潤いを感じながら居心地よく回遊・滞在できるまちなかの形成には至っていない状況です。市民アンケートでは、緑が多いと感じる場所が、普段の生活の中で緑が心地よいと感じられている傾向が分かります。地域の顔となる駅前や、市民や来訪者を呼び込み、にぎわいを形成する商店街・繁華街等は、緑が少ないと同時に、緑が心地良いと感じる人も他の場所に比べて少ない状況にあります。



地域ビジョンが示す緑豊かな街路景観形成

出典/大宮 GCS プラン 2020



近年は、さいたま新都心駅における
けやきひろばや、大宮駅周辺における
まちづくり団体（UDCO：アーバンデザ
インセンター大宮）が取り組む、地域
の植木生産者が育てた緑を沿道に設置
するストリートプランツなど、緑を生
かしたにぎわい空間の創出がみられは
じめています。



けやきひろば



大宮中央通りでの
ストリートプランツ

また、見沼田圃や氷川神社等をはじめ、市街地を取り巻く樹林地や農地等の緑は、豊かな自然環境を形成するとともに、本市の歴史・文化資源等と一体となって、本市らしい緑の景観を形成しています。特に見沼田圃は、農家の弛まぬ努力と協力によって首都圏有数の大規模緑地として現在まで保全され、また市民団体や民間企業による緑地の保全・再生の取組が幅広く展開される



見沼田圃

など、多くの人が守りつないできた本市の環境資産といえます。こうした豊かな自然環境の一部は、法律や条例等によって保全が図られており、また、市民団体等による維持管理が行われています。緑の保全に対する市民の満足度は、他の緑の取組と比べて高い状況にはあるものの、樹林地、農地の減少が続いており、また高齢化と人口減少を迎える中で維持管理の担い手が減少していくことが懸念されます。

課題① 魅力的な緑とオープンスペースの創出を通じたにぎわいの形成

まちなかの回遊性向上、にぎわい創出が重要となる中で、地域の顔である駅前等では、緑やオープンスペースが乏しく、居心地よく歩いたり、滞在できる空間が不足している場所があります。都市再生等の動きが進み、公共施設の再編や民間開発が活発になる中で、継続的にまちの価値を高めていくことが重要となります。公園や道路、民間敷地等を有効に活用し、公民が連携して緑化を推進し、人々が集まり交流・にぎわいを生む魅力的なまちなかを形成していく必要があります。

課題② 緑の資源の保全と緑豊かな景観の形成による地域イメージの向上

本市は中心に広大な緑の拠点である見沼田圃を有しており、豊かな自然環境とまちなかが近い距離にあります。また、氷川参道や盆栽村など緑と関わりの深い資源が、本市の歴史文化を伝えています。こうした緑豊かな地域イメージは、暮らしや観光、ビジネスで選ばれる都市を形成し、誰もが住みやすく、訪れたいまちとして、投資を呼び込むことにもつながります。本市の豊かな緑資源を環境資産として保全し将来に継承するとともに、豊かな自然環境とまちなかが近い本市の強みを最大限に活用するため、地域資源への誘導や情報発信を図る必要があります。

(2) 暮らしにおける安らぎと潤いの創出

本市は、水とみどりに囲まれた集約・ネットワーク型都市構造の形成を目指しています。豊かな自然環境を生かしながら、ゆとりある良好な住環境の創出を形成する上で、緑とオープンスペースは重要な役割を果たします。

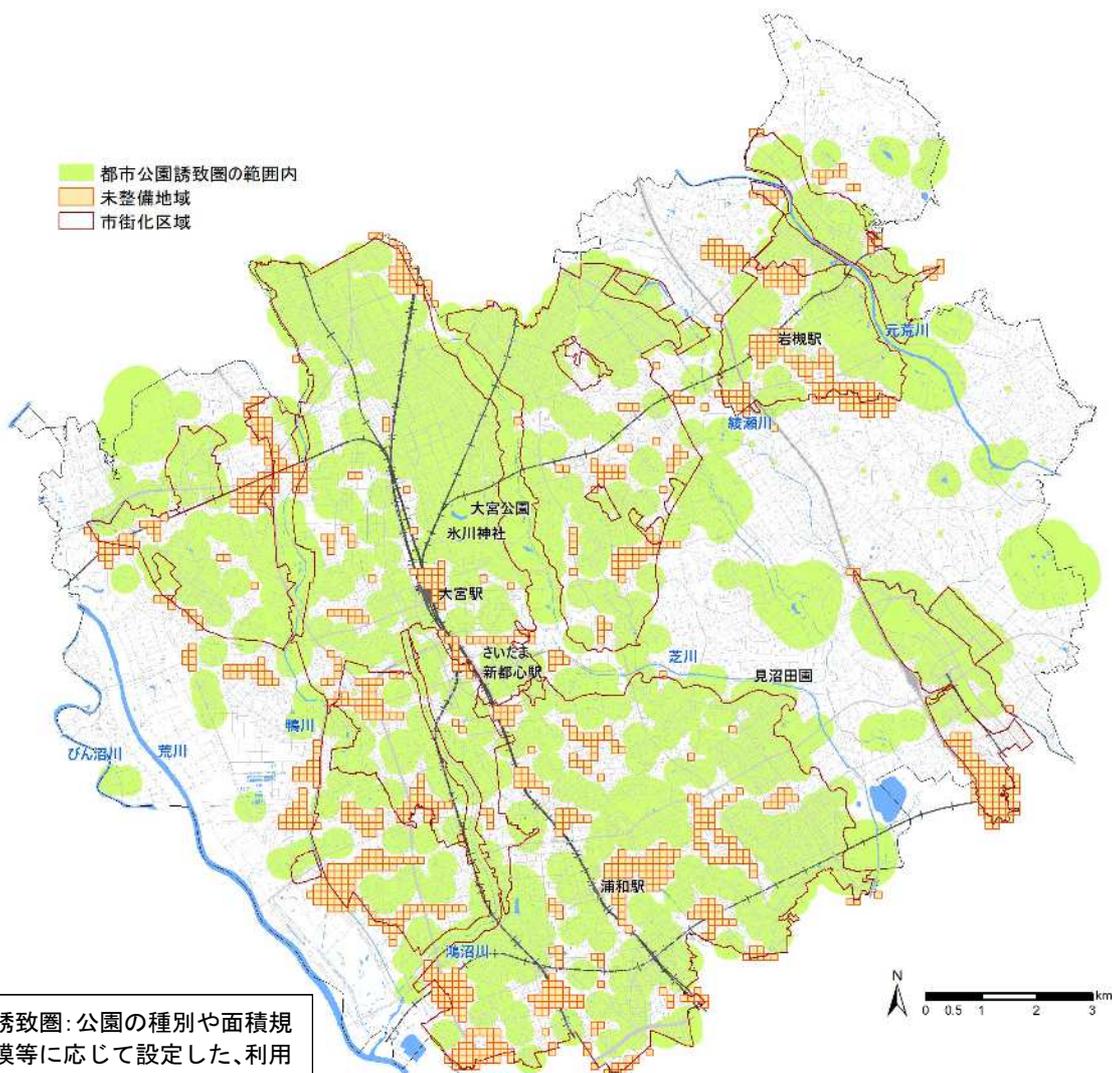
現在、市内に点在する大小さまざまな公園は、市民の健康づくりの場、遊び場となっており、歴史ある公園は市民に親しまれており、季節の花が見頃を迎えると多くの人でにぎわいをみせています。市民アンケートからも、公園の緑や屋外で休憩ができる空間のニーズが高くなっています。本市の一人当たりの公園面積は5.04㎡/人であり、10年間、人口が増加する中でも、一人当たりの公園面積を増加させてきましたが、全国平均10.7㎡/人を下回り、全国政令指定都市の中でも下位に位置している状況にあります。市街化区域の中には、都市公園の誘致圏に含まれていない範囲も残っています。



新都心東広場



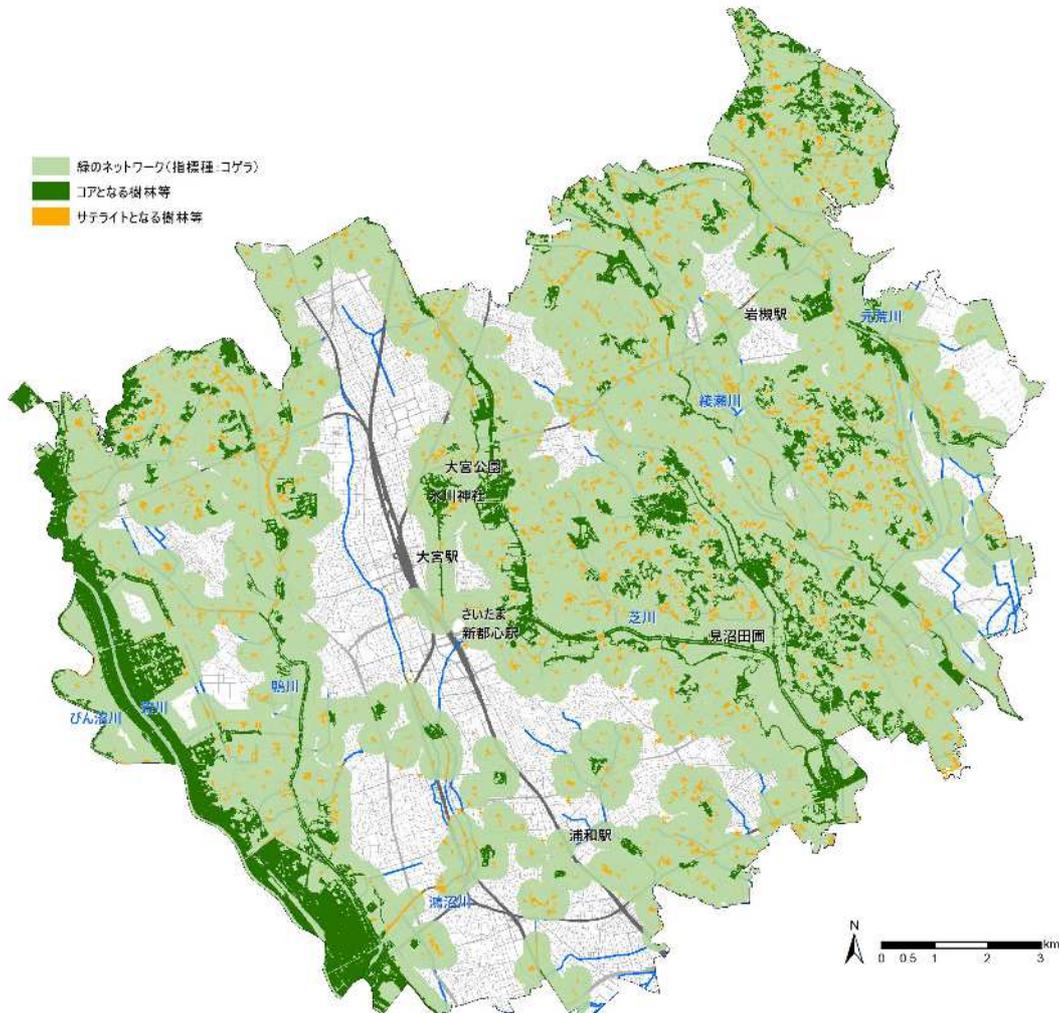
与野公園



* 誘致圏:公園の種別や面積規模等に応じて設定した、利用者が日常的に公園を利用できる範囲

都市公園の誘致圏と未整備地域

また、これまでの市内で行われた各種調査や環境影響評価から 1000 種を超える生き物が確認されており、特に大規模緑地や水辺周辺に野生生物が生息しています。都市型鳥類であるコゲラを指標種として緑の連続性を分析すると、南北に伸びる鉄道沿線の市街地においては、営巣拠点となる 2ha 以上の緑地が不足しており、つながりが途切れていることが分かります。



コゲラ（都市型鳥類の代表例）を指標種とした緑のつながりの分析
 分析手法／コゲラが営巣・採餌する範囲を、緑被データを基に分析

課題① 暮らしに身近な緑とのふれあいの機会と場の創出

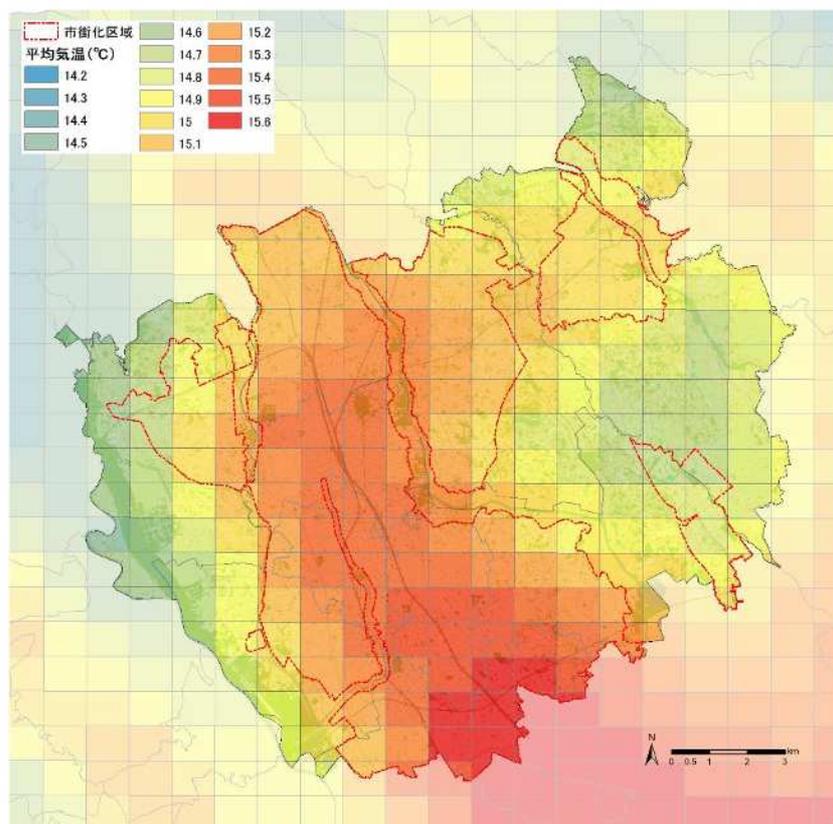
本市は、一人当たりの公園面積が少ない状態にあり、歩ける範囲に公園がない場所もあります。暮らしに身近な範囲に公園を整備していくとともに、公共施設や民間施設の敷地や農地等を活用しながら、誰もが日々の暮らしのなかで緑にふれることのできる環境を創出する必要があります。

課題② 生物の生息・生育の場の保全・創出

本市は大規模な緑地や低湿地を中心に野生生物が確認されている一方、鉄道沿線は緑が不足していることから、東西方向のエコロジカル・ネットワークの分断が懸念されます。大規模な緑地を保全するとともに、特に市街地においては今ある緑を確実に保全し、さらに生物多様性に配慮した様々な緑化を通じて緑を連続させ、生物の移動の場を創出する必要があります。

21世紀末には、本市の日最高気温（8月平均）は、現在から市全体で2.9℃上昇、場所によって最大3.4℃上昇すると予測されています*。特に市街地は人工的な被覆面が多く、商業・業務機能等の集積による高密度化、都市活動に伴うエネルギー消費等によって、周辺と比較して気温が高い状態にあります。荒川をはじめ、樹林地や農地が広く分布する市街地の外側では、都心部と比較して、平均気温が1℃程度低く、クールアイランド（低温域）が形成されています。

* 地域適応コンソーシアム事業成果（環境省）



市内平均気温分布（2012年）

課題① 安全・安心な暮らしを支える緑の形成

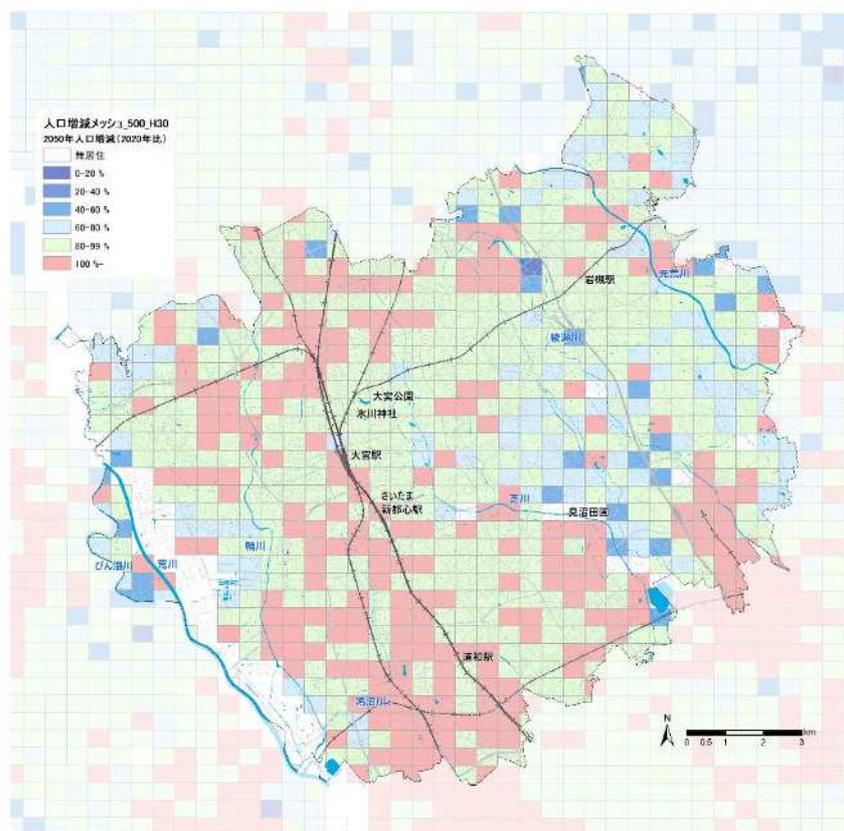
近年災害が頻発化・激甚化する中で、強靱で冗長性のあるまちづくりが求められています。緑は、災害時に延焼遮断帯や避難場所等となるほか、雨水の流出を抑制するなど被害の減少に貢献します。また、感染症発生時には密を避ける空間を提供します。災害等発生時の被害を抑えるため、緑を適正に配置するとともに、樹林地や農地を保全・活用する必要があります。

課題② 環境負荷を和らげる緑の形成

将来的に本市の気温は更に上昇し、ヒートアイランド現象が深刻化すると予測され、また脱炭素社会の実現に向けて都市活動に伴うエネルギー消費や温室効果ガスの排出を抑制することが求められています。令和3（2021）年度に実施した市民アンケートにおいても、緑の機能としてヒートアイランド現象の緩和に対する期待が高くなっています。都市部における緑化等により、樹木による日射の遮断や蒸発散作用を通じて気温上昇を抑制、エネルギー消費を低減するとともに、緑地を保全し、温室効果ガスの吸収源を確保することが必要です。

(4) 持続的なまちづくりの推進

本市は、既に超高齢社会を迎えており、老年人口は今後も増え続ける状況にあります。また現在は人口増加が続いていますが、2030年頃をピークに、人口減少局面を迎えることが予測されています。また、国立社会保障・人口問題研究所による予測では、2050年時点で、鉄道沿線等の市街地では比較的人口増加が続く状態にある一方で、その他の地域では人口減少が進むことが想定されています。

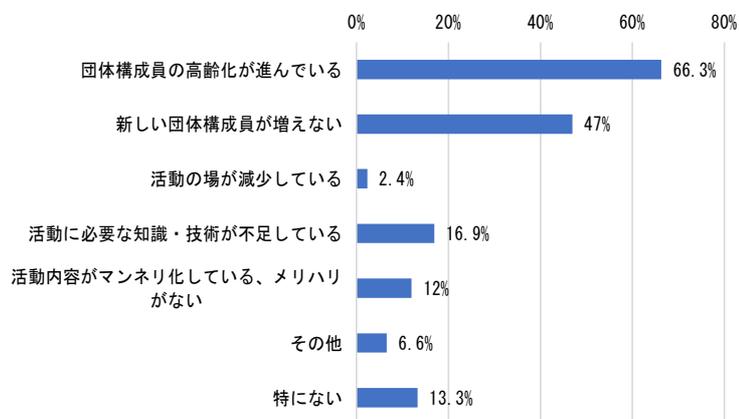


2050年時点における人口の増減状況（2020年比）

出典／国土数値情報：500mメッシュ別将来推計人口データ（平成30（2018）年国政局推計）

（原典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29（2017）年1月推計）」の推計値）

これまで本市では、樹林地や農地の所有者の協力や、「花いっぱい運動推進会」、「みどり愛護会」等のボランティア活動をはじめとする様々な市民活動によって、緑が保たれてきました。しかしながら、市民活動団体は、団体構成員の高齢化や新たな構成員が増えない点を課題として抱えており、人口減少・高齢化によって、更なる担い手不足が危惧されます。



市民活動団体の活動の課題

花いっぱい運動推進会、みどり愛護会へのアンケート
（令和2（2020）年8月実施）

このようなことから、地域の実情や特性に合わせたきめ細やかなまちづくりが求められる中、本市においても、広く民間事業者からアイデアを募る民間提案制度や、公共施設等へのPFIの導入、企業等との緊密な相互連携と協働を図る包括連携協定など、本市と民間事業者等が連携する機会が広がっています。緑とオープンスペースについても、さいたま新都心における地域の企業や地権者等が参加する歩行者デッキの植栽、市内公共施設におけるキッチンカー導入実証実験等がこれまで取り組まれてきました。



また、本市の都心・副都心である大宮やさいたま新都心、美園地区では、駅周辺の特性に応じたまちづくりを進めるため、まちづくり団体やエリアマネジメント団体が、様々な主体と連携しながら、地域のあり方を検討し、まちづくり活動を実践しています。

課題① 緑を持続的に管理できる体制づくり

緑は、時間の経過とともに成長し、適切に維持管理されることで継続的に多様な機能が発揮されます。本市ではこれまで、土地所有者や市民活動団体等の絶え間ない取組によって、農地や樹林地が存続し、まちなかには花壇が設置されるなど、地域それぞれの緑が守られてきました。しかしながら、活動団体は構成員の高齢化等の課題を抱え、農地は宅地転用等が想定されるなど、地域の資産である緑が減少したり、質が低下していくおそれがあります。

一方、民間事業者によるオープンスペースの活用、金融機関による緑づくりへの投資、地域の関係者が連携するエリアマネジメント体制づくりなど、近年、緑のまちづくりに関わる取組主体や取組機会が増加しています。この動きを止めることなく、地域それぞれに応じた緑づくりを適確に支援するとともに、市民、企業、行政の連携を促進し、人口減少局面を迎えても緑を適切に管理していくことのできる体制づくりを進める必要があります。

《グリーンインフラの取組の推進による社会的課題の解決への貢献》

